

福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討

野口 武悟・宇都 榮子・菅田 理一・土井 直子

はじめに

本稿は、福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討を行うものである。福田会育児院は、1879（明治12）年、仏教諸宗派合同で貧窮孤児、貧児救済を目的として東京茅場町の智泉院内に設立された育児施設である。明治期当初の神仏分離政策に伴って起こった廃仏毀釈運動によって大打撃を受けた仏教界は、様々な体制立て直し策を図っていくが、そうした動きの一つとして、池田英俊は福田会の創設をあげている¹⁾。また、社会福祉施設の歴史について述べる際に、福田会育児院は、1872（明治5）年東京に窮民救済施設として設立された養育院、1887（明治20）年に岡山に石井十次によって設立された岡山孤児院などと共に、当時の日本を代表する施設としてこれまで紹介されてきた²⁾。前二者についての先行研究の蓄積に比べ、福田会については先行研究も少なく、活動実態についても解明されていない部分が多い。

先行研究としては、吉田久一による『日本近代仏教社会史研究³⁾』（1964年）や「勃興期児童養護施設研究の一素材—福田会育児院について—⁴⁾」（1966年）、小野文瑠・清水海隆の「『福田会』の研究⁵⁾」（1988年）、滝口桂子の「明治期における福田会育児院の研究⁶⁾」（1989年）などをあげることができる。これらの研究によって福田会の明治期の実践活動の実際の一部、社会的、思想的な背景などについて明らかにさ

れてきた。しかしながら、いずれもその草創期から明治期までを中心にとりあげており、今日に至るまでの活動の全容を明らかにしてはいない。また、『明教新誌』や『弘教新聞』などの仏教関係紙については取り上げられているが、社会福祉法人福田会（以下、福田会）所蔵の『児童原簿』については滝口が一部取り上げただけであり、成田図書館や東京大学図書館などに所蔵されている『福田会育児院月報』や『福田』、また新聞資料としての『朝日新聞』や『読売新聞』などの福田会関係史資料の十分な検討の上になされてはいない。福田会自身が編纂した『福田会沿革畧史⁷⁾』（1909年）も明治期をカバーしているのみであり、施設で生活した子どもたちの生活の実際は統計資料や規則以外に明らかではない。

さいわい筆者らは、福田会の協力を得て福田会所蔵史資料調査に着手することができたが、研究は緒についたにすぎない。これまで、宇都が「福田会育児院創設の経緯と開設当初の組織—創立に関わった人びとの検討を中心に—⁸⁾」をまとめた。しかし、宇都稿では、1876（明治9）年3月6日に臨濟宗妙心寺派臨濟寺住職の今川貞山（1826-1905、後に臨濟宗妙心寺派第3代管長、鉄舟寺開山）、旧幕臣で初代駒通正を務めた杉浦讓（1835-77）、旧和歌山藩士で国学者の伊達自得（1802-77、著書『大勢三転考』他、陸奥宗光の実父）の3名が福田会育児院創設の議を起こした時から1879（明治12）年6月

16日の福田会育児院開設の時までの3年3ヶ月について取り上げただけであった。先述した3人が福田会育児院創設の議を起こした年の翌年1877年5月9日には、杉浦、伊達の名前が消え、今川に加えて山岡鉄太郎（鉄舟、1836-88、旧幕臣、剣術家、静岡県県令など歴任、天皇側近）、高橋精一（泥舟、1835-1903、旧幕臣、槍術家）、川井文蔵（^{推定}1838-89、地廻米穀問屋）の3名が同盟者として加わり、1878（明治11）年に入り、今川貞山、高橋泥舟、川井文蔵に加えて僧職者が数多く福田会創設に関わるようになり、この年の記録から山岡鉄舟の名は消え、鉄舟の禅の弟子と言われた落語家の三遊亭円朝（1839-1900）の名前が登場し、内務省社寺局に勤めていた居士仏教者の島田蕃根（1827-1907、福田行誠らと「縮刷大蔵経」を刊行）、弘教新聞局長、明教書肆経営者であったと思われる山内瑞円（生没年不明）も加わってくる。1879（明治12）年、石泉信如（天台宗）、五古快全（真言宗）、高志大了（真言宗）、新居日薩（日蓮宗）、大崎行智（真言宗）らを中心に臨濟宗、日蓮宗、天台宗、真言宗、時宗、浄土宗の僧職が加わり、会計監督として洪沢栄一、福地源一郎、益田孝、三野村利助、洪沢喜作、大倉喜八郎の協力を得て育児院開院の運びとなっている。

筆者らは、最終的には福田会育児院史をその創設期から現在までにわたって明らかにする研究にまで進める必要があると考えている。そのために福田会育児院史研究会⁹⁾を組織し研究を進めてきているが、福田会育児院史研究の基礎的資料の整理を行う必要があることから、その手始めとして創設当初の規程類や組織等についての整理検討を試みることにした。そこで、本稿では、「1. 規程の改定状況」、「2. 役員員の構成と任免更迭」、「3. 恵愛部の設立と活動」について検討することとしたい。

これまで1879年3月26日に洪沢栄一が院規

を校訂し章程を編制したものを印刷したのではないかと思われる「福田会育児院規則」（5月刊行）については、『洪沢栄一伝記資料 第24巻』¹⁰⁾に「福田会育児院規則 第一——一六丁 明治一二年五月刊」として翻刻され、それに加えて「福田会育児院事務章程」についても、『明治仏教思想資料集成 第7巻』¹¹⁾に翻刻紹介、『子どもの人権問題資料集成戦前編第1巻』¹²⁾に復刻されている。しかしながら、1879年1月17日に智泉院を借り受けて福田会育児院仮事務所を開設する際の1月17日に東京府に福田行誠外6名によって提出された「福田会育児院事務所仮設之義伺」、それに添付された「福田会育児方法」（福田会育児院設置広告文、福田会育児院設置條目¹³⁾、福田会育児院慈恵金授受方法、福田会規則、発起永続会友を含む）については紹介されていないので、本稿末に翻刻資料として掲載した。

1. 規程類の改定状況

福田会育児院設立当初に作成された「福田会育児院規則」などの規程類の改定状況、新規に作成された規程類の策定及び改定状況については、十分に資料が得られている訳ではない。現在のところ、中里日勝編『福田会沿革畧史』（1909年）の「定款規則並職務章程の沿革」を参照することが適切と考えられる。これによると、規程類は、設立当初（1879年～1880年）に、主たる規程となる「福田会育児院規則」をはじめ、資金確保、会計規程、職員給与規程、分院規則など、合計10程度を策定していることになる。その後、これらの規程類の改定、新たな規程が追加された。先の「定款規則並職務章程の沿革」および新聞資料などをもとに規程類の策定期と名称を整理すると次のようになる。

- 1) 1879(明治12)年1月、「福田会育児院規則」(第1条～第21条)
- 2) 1879(明治12)年1月、「捐資募集順序」(第1条～第7条)
- 3) 1879(明治12)年5月、「福田会育児院会計監督委員章程」(第1条～第7条)
- 4) 1879(明治12)年5月、「福田会育児院会事章程」(第1条～第14条)
- 5) 1879(明治12)年7月、「育児探偵規定」(第1条～第4条)
- 6) 1879(明治12)年12月、「書記以下雇員月給渡方内規」
- 7) 1880(明治13)年7月、「議事係職制」(第1款～第6款)
- 8) 1880(明治13)年11月、「福田会育児分院規則」(第1条～第36条)
- 9) 1880(明治13)年11月、「福田会育児分院会頭幹事章程」(第1条～第14条)
- 10) 1880(明治13)年11月、「福田会育児分院会計監督委員章程」(第1条～第7条)
- 11) 1882(明治15)年5月、「福田会育児院永続方法規定」(第1条～第31条)
- 12) 1887(明治20)年1月、「祠童寄附金及過去帳追吊取扱章程」(第1条～第5条)
- 13) 1889(明治22)年10月、「(改正)福田会育児院規則」(第1条～第66条)
- 14) 1889(明治22)年10月、「福田会育児院管理規則」(第1条～第54条)
- 15) 1889(明治22)年10月、「福田会育児院職務章程」(第1条～第20条)
- 16) 1890(明治23)年12月、「火災及非常心得」(第1項～第6項)
- 17) 1894(明治27)年11月、「(改正)福田会育児院規則」
- 18) 1897(明治30)年11月、「(追加)福田会育児院規則」(第1条～第63条)

- 19) 1899(明治32)年1月、「福田会定款」(第1条～第70条)
- 20) 1899(明治32)年1月、「(改正)福田会育児院管理規則」(第1条～第55条)
- 21) 1906(明治39)年4月、「福田会事務所庶務規程」(第1条～第45条)
- 22) 1906(明治39)年4月、「保母長勤務規程」(第1条～第12条)
- 23) 1906(明治39)年4月、「室内日常行事(規程)」(第1項～第9項)
- 24) 1906(明治39)年4月、「師僧勤務概要」(全9項)

設立時に策定された「福田会育児院規則」は、その後、数回の改定が実施された。1889年の「福田会育児院管理規則」は1回の改定がなされたようである(これらの規則類の改定は、他にも実施された可能性があるが、現在のところ確認できていない)。1899(明治32)年1月の「福田会定款」は、民法制定にともなう「社団法人」となるにあたっての策定されたもので、その後の改正については確認できていない(①1898年制定のものを1903年に冊子化したもの〔毛利氏の叙勲の関係資料(東京都公文書館所蔵)に含まれる〕、②1911(明治44)年の中里日勝編『福田会沿革畧史』所収のもの以外は、その所在は確認できていない)。現時点で把握できているこれらの資料の一部の改定状況等を表1に整理しておく(所在未確認のものについては、周辺資料で確認できる事項のみ記載してある)。

「福田会育児院規則」は、1889(明治22)年10月改正により、章立てされ、会友種別、慈教部と恵愛部の設置(「福田会恵愛部規則」が制定された)、役員規定など、多くの事項が追加された。その後、1章分の条文の変更、追加又は削除がなされたようである。「福田会育児

表 1 「福田会育児院規則」の改正

「福田会育児院規則」 1879（明治12）年5月、慶 応義塾大学斯道文庫ほか所 蔵*	「(改正) 福田会育児院規則」 1889（明治22）年10月、所 在未確認	「(改正) 福田会育児院規則」 1894（明治27）年11月、所 在未確認	「(追加〔改正〕) 福田会育 児院規則」 1897（明治30）年11月、所 在未確認
前文	第1章（第1条～）	第1章（第1条～）	第1章（第1条～）
第1条	第2章	第2章	第2章
～第21条	第3章	第3章	第3章
	第4章	第4章	第4章
	第5章	第5章	第5章
	第6章	第6章	第6章
	第7章	第7章	第7章
	第8章（～第66条）	第8章	第8章
		第9章（～第61条）	第9章（～63条） ※第32条、第33条を追加

※標題は異なるが、内容は、同年1月17日に東京府へ提出された、墨書きの「福田会育児院設置條目」（前文、第1条～第18条）がこの原案となっていたと考えられる（本稿「はじめに」、資料 1.）を参照。内容は酷似しているが、印刷物となった5月のものの方では条文数が増えており、より整えられたものであると言える。

表 2 「福田会育児院管理規則」の改正

「福田会育児院管理規則」 1889（明治22）年10月、 所在未確認	「(改正) 福田会育 児院管理規則」 1899（明 治32） 年1月、所在未確 認	「福田会育児院管理規則」 1907（明治40）年4月9日叙勲之義 ニ付上申按、公爵毛利元昭 母毛 利安子中の史料より、東京都庁文 庫『東京都公文』中の史料	「福田会育児院管理規則」 1909（〔明治42〕年、中里日勝編『福 田会沿革畧史』所収
第1章 総則（第1条～）	第1条	第1章 総則（第1条～第6条）	第1章 総則（第1条～第6条）
第2章 入院	～第55条	第2章 入院（第7条～第15条）	第2章 入院（第7条～第15条）
第3章 院内教育		第3章 院内養育（第16条～第23条）	第3章 院内養育（第16条～第23条）
第4章 院外教育		第4章 院外養育（第24条～第30条）	第4章 院外養育（第24条～第30条）
第5章 教育		第5章 教育（第31条～第36条）	第5章 教育（第31条～第36条）
第6章 退院		第6章 退院（第37条～第48条）	第6章 退院（第37条～第48条）
第7章 死亡		第7章 死亡（第49条）	第7章 死亡（第49条）
第8章 保母（～54第）		第8章 保母（第50条～第55条）	第8章 保母（第50条～第55条）

表 3 「福田会定款」の改正

「福田会定款」 1899（明治32） 年1月、所在未 確認	「福田会定款」 1903（明治36）年印刷のもの：1907（明治40） 年4月9日叙勲之義ニ付上申按、公爵毛利元昭母 毛利安子中の史料より、東京都庁文庫『東京都 公文』所収	「福田会定款」 1909（〔明治42〕年、中里日勝編『福田会沿革畧史』 所収
第1条	第1章 総則（第1条～第5条）	第1章 総則（第1条～第5条）
～第70条	第2章 社員及会友（第6条～第15条）	第2章 社員及会友（第6条～第15条）
	第3章 事務の分課（第16条～第19条）	第3章 事務の分課（第16条～第19条）
	第4章 会議（第20条～第36条）	第4章 会議（第20条～第36条）
	第5章 役員の任免（第37条～第49条）	第5章 役員の任免（第37条～第49条）
	第6章 役員職務（第50条～第59条）	第6章 役員職務（第50条～第59条）
	第7章 会計（第60条～第70条）	第7章 会計（第60条～第70条）

院管理規則」は、1889（明治22）年10月の制定以来、章立ての変更は見られず、1条分が追加されたのみである。「福田会定款」は、1903年に印刷されたものの末尾に1898（明治31）年10月13日に定款議定、10月15日に内務省へ認可申請、同年12月27日に内務大臣認可、翌年1月23日に芝区裁判所登記と記載されている。標題や内容は異なるが、1879（明治12）年1月17日に東京府へ提出された、墨書きの「福田会規則」（第1章～第9章）と比較すると、会友についての規程が設けられている点などに類似点がある（本稿「はじめに」、「資料 1.」を参照）。定款が策定される以前に、育児院の経営組織である「福田会」自体についての規則が設けられていたのか、もしくは設立初期に作成された複数の規則中に分散して規程されていたの

かもしれない。

次に、上記の規程類のうち、事業の目的・定義、対象者、養育方法（乳児）に関する部分について、先の「定款規則並職務章程の沿革」および新聞資料などをもとに明文化されている事項の一部を挙げておきたい。（下表）

事業の目的・定義に関するものについては、「福田会定款」の方が、仏教に基づいていることがより明確となっていると考えられる。

対象者に関するものについては、「福田会育児院規則」に見られるように、「幼稚にして父母を失ひ或は貧窮に困せられ養育し能はざる者」であり、「六歳」未満であること、そして、丁年に達した場合は退院となることが明確になっており、この点は、変更されていないようである。「福田会育児院管理規則」においては、

対象者に関するもの

規則類名	内 容
福田会育児院規則	此育児院ハ幼稚ニシテ父母ヲ失ヒ或ハ貧窮ニ困セラレ養育シ能ハサル者ヲ入院教育シテ其已有ノ厚德深智ヲ發達セシメンコトヲ冀望シ以テ設立スルモノナリ（前文）
福田会定款	当社団ノ目的ハ仏教ニ基キ慈善ヲ旨トシ遍ク貧困無告ノ幼児ヲ教育シ福田ノ利益ヲ拡充スルニ在リ（第1条）

事業の目的・定義に関するもの

規則類名	内 容
福田会育児院規則	此育児院ハ幼稚ニシテ父母ヲ失ヒ或ハ貧窮ニ困セラレ養育シ能ハサル者ヲ入院教育シテ其已有ノ厚德深智ヲ發達セシメンコトヲ冀望シ以テ設立スルモノナリ（前文）
	本院ニ於テ養育スル教童ハ出産年ヨリ六年未満ノ者ニ限り入院ヲ許スヘシ、而シテ其六年ニ滿ツルトキハ相当ノ學問ニ従事セシムヘシ（第1条）
福田会育児院管理規則	本院ハ無告ノ孤子又ハ疾病罹災等ノ為メ貧困ヲ極メタル者ノ子女弟妹等ニシテ当歳ヨリ滿六歳迄ノ幼稚者ヲ入レ教育スル所トス（第1条）
	院児ハ男女ヲ問ハス丁年ニ達シタルトキハ務メテ自営ノ道ヲ求メシメ能ク其自営ニ堪ユヘシト認メタル者ハ退院ヲ請願セシムヘシ（第44条）

養育方法に関するもの（乳児の部分）

規則類名	内 容
福田会育児院規則	乳母・教童ノ監督者ヲ設ケ時々視察シテ実行ヲ点検シ若シ不都合ナル情状アレハ衆議ヲ以テ保証人ニ談シ処置スヘシ（第9条）
福田会育児院管理規則	院児ノ内乳養ヲ養スル者ハ第八章ニ規定セル院外保母ニ托シテ里子ト為シ該児ノ体育、徳育、智育、ハ其保母ヲシテ之ヲ担当セシムヘシ 但院児ノ状況ハ毎三ヶ月ニ一回ッ、院員ヲ派出シテ之ヲ視察セシムヘシ」（第24条）

「疾病罹災等ノ為メ貧困ヲ極メタル者ノ子女弟妹」を明確にしていることが分かる。

養育方法に関するもの（院外委託児の監督部分）については、「福田会育児院管理規則」でより具体的に明確となっていることが分かる。

「福田会育児院規則」と「福田会育児院管理規則」は章立て数と条文数が、およそ似ているが、改正後「福田会育児院規則」の確認が出来ておらず章立ての内容は不明である。

2. 役職員の構成と任免更迭

(1) 役職員の構成と変遷

前節で述べたように、1879（明治12）年1月、福田会では「福田会育児院設置條目」を制定した。同年3月には、渋沢栄一が院規を校訂し章程を編成、これを同盟者に示し、5月に刊行した。『福田会育児院規則』（内容は「福田会育児院規則」「福田会慈恵金送附手續告白」など）と『福田会育児院事務章程』（内容は「福田会育児院会事章程」「福田会育児院会計監督委員章程」など）である。このうち、「福田会育児院会事章程」では、「第一條 会長ハ幹事五名ノ中ヨリ相俱ニ選択シテ之ヲ置キ幹事ノ事務ヲ総轄シ又直チニ院中一切ノ事務ヲ処理スルニ任スル者ナリ」「第二條 幹事ハ定員ヲ五名トナシ總會友ノ公挙ヲ以テ東京滞在ノ中ヨリ選ハル、者ニシテ條款一切ノ事務ヲ担当スルニ任ス

但損資金運用ノ一途ハ必ス会計監督委員ニ商議スヘキ者トス」とし、第三条では、幹事の任期は一年と定められた。また、「福田会育児院会計監督委員章程」では、前文において「会計監督委員ハ東京府内紳士数名之ニ任シ損資金出納計算ノ事務ヲ監督スルモノナリ」と述べ、第一条で「会計監督委員ハ福田会ト第一国立銀行三井銀行トノ間ニ於テ損資金ノ出納ヲ監督スルニ任スル者ナリ」と定めた。こうして、幹事5

名（うち1名を会長）と、会計監督委員からなる福田会育児院の経営体制が発足した。1881（明治14）年8月には、幹事とは別に、会友より選出した議事5名（うち、1名を議長）を新たに置くこととし、会務を議することになった。翌年5月には、資金募集の方法を規定した「福田会育児院永続方法」を制定して、同年7月の役員改選時より勸募委員を置くこととなった。ただし、『福田会沿革畧史』の役職員の任免更迭の記載によると、勸募委員は1882（明治15）年7月から1883（明治16）年7月までの一期しか任命されていないようである（1879年から1889年までを本節では第一期とする）。

1889（明治22）年10月、「福田会育児院規則」及び関連規程が改定され、新たに慈教部と恵愛部が置かれることとなり、また、従前の役職名も一部改められた。慈教部は男子、恵愛部は女子をもって組織され、前者は「通常事務会」、後者は「院児養育の事」を担当するとされた。役職としては、会長、主事、評議員、幹事、慈教部長、恵愛部長、恵愛部幹事を置くこととなり、従前の議長、議事、会計監督委員は廃止された。1891（明治24）年10月には、前述の役職に加えて、新たに、副会長と監理委員（会計委員）が置かれることになった。さらに、1894（明治27）年11月、「福田会育児院規則」が再び改定され、慈教部が廃止となり、役職では、慈教部長、幹事、監理委員が廃止され、代わりに、理事、理事補が置かれることとなった。1897（明治30）年11月にも「福田会育児院規則」が改定され、役職に、恵愛部評議員が追加されることになった。このように、1889（明治22）年から10年間は、役職の改廃を伴う規程類の改定が頻繁に行われている（1889年から1899年までを本節では第二期とする）。

1898（明治31）年に「民法」が施行されたのに伴い、新たに「福田会定款」を制定し、同

定款は同年12月に内務大臣より認可を受けたことも前節で述べた。同定款の第37条では、役職の構成と定員を次のように定めている。すなわち、総裁（1人）、副総裁（1人）、名誉顧問（無定員）、理事（7人：うち1人を理事長とする）、監事（3人）、司事（無定員）、恵愛部長（1人）、恵愛部副部長（2人）、恵愛部幹事（無定員）、恵愛部幹事補（無定員）であり、理事は評議員の中から選出する（第39条）。なお、総裁、司事、恵愛部の役員は任期に定めがなく、副総裁は任期1年、理事と監事は任期2年となっている（ただし、再任を妨げず）（第38条、第41条～第43条、第47条）。主な役職の職務内容は、次の通りである。すなわち、「総裁副総裁ハ名誉上ニ於テ本会ノ上首トシ事務ノ執行ニ付其責ニ任セス」（第50条）、「理事長及理事ハ相共ニ定款ノ條項及総会ノ決議ヲ施行シ本会ニ属スル百般ノ事務ヲ総理シ及公私ノ交渉ニ於テ本会ヲ代表シ総テ其責ニ任ス」（第51条）、「監事ハ本会一切ノ事務及財産ニ関シ処分施行其他ノ情況ヲ監視シ当務者ニ向テ当否ヲ陳弁シ若クハ意見ヲ開具シテ社員会又ハ官庁ニ申告ス」（第54条）、「司事ハ理事ノ指揮ニ従ヒ一件又ハ数件ヲ担当シ書記以下ノ雇用人ヲ使用ス」（第55条）などである。この定款の制定を受けて、1899（明治32）年1月に役員改選が行われ、新体制に移行した。これ以降は、明治末まで役職の改廃は行われていない（1899年以降を本節では第三期とする）。

（2）役職員の任免更迭

第一期から第三期の役員の任免更迭を『福田会沿革畧史』の記載から表4から表6にまとめた。

上記の3期を通して空白期間なく役職に就いていた人物は存在しない。しかし、一部に空白期間はあるものの3期のいずれにも役職に名前

が見られるのは、今川貞山（1879年～1889年は幹事、1895年～1899年は評議員、1899年以降は名誉顧問）と村田寂順（1887年～1889年は幹事、1889年～1891年は主事、1895年～1899年は評議員、1899年以降は名誉顧問）の二人である。二人はいかなる人物であったのか、以下に概観したい。

今川は臨済宗の僧侶であった。10歳の時に得度。1857（安政4）年に静岡の臨済寺住職となり、1872（明治5）年には静岡県の教導職取締となる。1876（明治9）年には、杉浦讓、伊達自得らと仏教精神に基づく育児院創設を計画し、これが福田会育児院創設の端緒となる。以降、晩年に至るまで福田会育児院の発展に尽力した。1880（明治13）年に臨済宗妙心寺派管長代理となり、1884（明治17）年には臨済宗妙心寺派第3代管長となった¹⁴⁾。

また、村田は天台宗の僧侶であった。今川同様、10歳の時に得度。1868（明治元）年の神仏分離令に際しては、太政官宛てに神仏一体論の建言書を提出している。その後、比叡山蓮華王院住職等を歴任し、福田会育児院の幹事に就任したのと同じ1887（明治20）年には各宗の管長宛に各宗協同普通学校設立を働きかけ、翌年、同校を開校している。しかし、支えであった新居日薩、瀧谷琢宗（いずれも後述）が相次いで亡くなったこともあり、数年で廃校となったという。1896（明治29）年には天台宗座主に就任した¹⁵⁾。

このほか、各期ごとに見てみると、第一期では、新居日薩、福地源一郎らが、第二期では、瀧谷琢宗、高志大了、毛利安子らが、第三期では、弘海堯朝、佐野尚らが福田会育児院の経営上ないし実践上、主だった人物として挙げられよう。これら人物についても概観しておきたい。

新居日薩は第一期において1期（1880年5月～1881年8月）を除いて1888（明治21）年8

表4 福田会育兒院の役職員の任免更迭一覧(1879年～1889年)

氏名	1879 (明治12年)4月	1880 (明治13年)5月	1881 (明治14年)8月	1882 (明治15年)7月	1883 (明治16年)7月	1884 (明治17年)1月	1885 (明治18年)4月	1886 (明治19年)4月	1887 (明治20年)4月	1889 (明治22年)4月	1889 (明治22年)5月	氏名
新居日薩	会長		会長									新居日薩
大崎行智	幹事		幹事									大崎行智
今川貞山	幹事			幹事								今川貞山
五古伏全	幹事											五古伏全
石島信如	幹事											石島信如
洪澤栄一	幹事											洪澤栄一
福地源一郎	会計監督											福地源一郎
三野村利助	会計監督											三野村利助
益田孝	会計監督											益田孝
洪澤喜作	会計監督											洪澤喜作
大信喜八郎	会計監督											大信喜八郎
青藤雪鴻	会長	会長										青藤雪鴻
秦義應	幹事	幹事										秦義應
吉堀慈森	幹事	幹事		勸募委員	幹事							吉堀慈森
唯我韶舜	幹事	幹事		幹事								唯我韶舜
神谷大同	幹事	幹事		勸募委員	幹事							神谷大同
廣日光	幹事	幹事										廣日光
神保日淳	幹事	幹事										神保日淳
高志大了	幹事	幹事										高志大了
朝日琇宏	幹事	幹事										朝日琇宏
大矢鄧嶺	幹事	幹事										大矢鄧嶺
岡田循誘	幹事	幹事										岡田循誘
在田彦龍	幹事	幹事										在田彦龍
小林佛眼	幹事	幹事										小林佛眼
西邑虎四郎	幹事	幹事										西邑虎四郎
福田行誠	幹事	幹事										福田行誠
三宅快賢	幹事	幹事										三宅快賢
中山玄航	幹事	幹事										中山玄航
村田寂順	幹事	幹事										村田寂順
久保田日龜	幹事	幹事										久保田日龜
日野靈瑞	幹事	幹事										日野靈瑞
江上勝義	幹事	幹事										江上勝義
高山智龍	幹事	幹事										高山智龍

福田会育兒院設立初期の規程・組織等の検討

表5 福田会育兒院の役職員の任免更迭一覧（1889年～1899年）

氏名	1889 (明治 22)年 10月	1889 (明治 22)年 12月	1890 (明治23)年5月	1891 (明治24)年10月	1892 (明治25)年11月	1893 (明治26)年11月	1894 (明治27)年11月	1895 (明治28)年11月	1896 (明治29)年11月	1897 (明治30)年11月	1898 (明治 31)年 12月	氏名
今川貞山								評議員				今川貞山
洪澤栄一												洪澤栄一
秦義應												秦義應
神谷大周			主事	副会長				評議員		副会長		神谷大周
高志大了			会長									高志大了
朝日秀宏						副会長	評議員	副会長		評議員		朝日秀宏
在田彦龍				副会長								在田彦龍
村田辰雄			主事									村田辰雄
葛谷琢宗			会長									葛谷琢宗
古谷日新				副会長								古谷日新
脇田登淳			慈教部長									脇田登淳
伊藤雲宗			慈教部長									伊藤雲宗
鳥尾小彌太			評議員									鳥尾小彌太
三浦梧棲			評議員									三浦梧棲
櫻井忠興			評議員									櫻井忠興
楳取素彦			評議員									楳取素彦
何禮之				監理委員			主事					何禮之
河瀬秀治			評議員									河瀬秀治
櫻井龍之			評議員									櫻井龍之
佐々木東洋			評議員									佐々木東洋
高島重右衛門			評議員									高島重右衛門
廣瀬進一			評議員									廣瀬進一
群上稜仙			評議員									群上稜仙
三村日修			評議員									三村日修
福山歎堂			評議員	慈教部長	評議員					0		福山歎堂
上野相憲			評議員									上野相憲
秋庭圭忍			幹事				副会長					秋庭圭忍
北村敬			幹事									北村敬
松本順妻			幹事									松本順妻
大深泰童			幹事									大深泰童
天澤文雅			幹事	慈教部長心得								天澤文雅
川村正平			幹事					評議員				川村正平
毛利安子			恵愛部長									毛利安子
徳川良子			恵愛部幹事									徳川良子
鳥尾泰子			恵愛部幹事									鳥尾泰子
三浦愛子			恵愛部幹事							恵愛部評議員		三浦愛子
楳取美輪子			恵愛部幹事							恵愛部評議員		楳取美輪子
何多仁子			恵愛部幹事									何多仁子
辻里子			恵愛部幹事									辻里子
佐藤幹子			恵愛部幹事									佐藤幹子
高島庫子			恵愛部幹事							恵愛部評議員		高島庫子
原禮子			恵愛部幹事									原禮子
田中寅子			恵愛部幹事							恵愛部評議員		田中寅子
野村花子			恵愛部幹事							恵愛部評議員		野村花子
櫻井錦子			恵愛部幹事							恵愛部評議員		櫻井錦子
曾我農子			恵愛部幹事									曾我農子
河崎久子			恵愛部幹事									河崎久子
櫻井満壽子			恵愛部幹事									櫻井満壽子
原田茂子			恵愛部幹事									原田茂子
幸田茂子			恵愛部幹事									幸田茂子
南鏡子			恵愛部幹事									南鏡子
三宅鏡子			恵愛部幹事									三宅鏡子
大田千子			恵愛部幹事									大田千子
安田房子			恵愛部幹事									安田房子
小野好子			恵愛部幹事									小野好子
角田榮子			恵愛部幹事									角田榮子
大倉徳子			恵愛部幹事									大倉徳子
川崎多福子			恵愛部幹事									川崎多福子
柳橋鶴子			恵愛部幹事									柳橋鶴子
北野元隆			慈教部長			副会長						北野元隆
石川治平				慈教部長心得								石川治平
富田冬三				監理委員								富田冬三
岡崎善松				監理委員			主事			評議員		岡崎善松
八木彰			幹事									八木彰
弘海幾朝			幹事				評議員	副会長				弘海幾朝
青鹿秀榮			幹事				評議員					青鹿秀榮
北穂具戒			幹事				評議員					北穂具戒
山下直彰			幹事									山下直彰
久我義屋			幹事			理事				評議員		久我義屋
大竹祐高			幹事									大竹祐高
臺灣台向			幹事									臺灣台向
桑原大英			幹事				評議員					桑原大英
那須有高			幹事				評議員					那須有高
山下界如			幹事				理事					山下界如
勝沼文道			幹事				理事					勝沼文道
菅田泰賢			幹事									菅田泰賢
大内神達			幹事									大内神達
廣瀬賢信			幹事				理事			評議員		廣瀬賢信
藤本里部			幹事									藤本里部
保科保			幹事									保科保
中山英禮			幹事									中山英禮
葉山正久			幹事									葉山正久
瀧教寛			幹事									瀧教寛
山田了忽			幹事									山田了忽
洪澤可禰子			恵愛部幹事							恵愛部評議員		洪澤可禰子
谷嘉壽子			恵愛部幹事									谷嘉壽子
福地佐登子			恵愛部幹事									福地佐登子
米林竹子			恵愛部幹事									米林竹子
園里美衛子			恵愛部幹事									園里美衛子
佐藤梅峰子			恵愛部幹事									佐藤梅峰子
森文子			恵愛部幹事									森文子
株良子			恵愛部幹事									株良子
井関寛子			恵愛部幹事									井関寛子
轟谷茂登子			恵愛部幹事									轟谷茂登子
家壽多貞子			恵愛部幹事									家壽多貞子
伏見文秀女王						名誉会長						伏見文秀女王
松澤神達			幹事									松澤神達
井善雅			幹事			理事						井善雅
勝不堪宗			幹事									勝不堪宗
倉月全戒			幹事			理事						倉月全戒
守永宗教			幹事									守永宗教
伴俊海			幹事									伴俊海

表5 福田会育児院の役職員の任免更迭一覧（1889年～1899年）（つづき）

氏名	1889 (明治 22年 10月)	1889 (明治 22年 12月)	1890 (明治23)年5月	1891 (明治24)年10月	1892 (明治25)年11月	1893 (明治26)年11月	1894 (明治27)年11月	1895 (明治28)年11月	1896 (明治29)年11月	1897 (明治30)年11月	1898 (明治 31年 12月)	氏名
深瀬隆健						副会長		評議員				深瀬隆健
桑田衛平						監理委員	主事					桑田衛平
北條静旭							副会長	評議員				北條静旭
鶏漢日舜							評議員					鶏漢日舜
泉風山							評議員					泉風山
渡邊智徳							理事					渡邊智徳
池田日眞							理事					池田日眞
大竹法殿							理事					大竹法殿
津田徳賢							理事					津田徳賢
中山惣彦							理事					中山惣彦
藤田文丞							理事					藤田文丞
岩崎理兼							理事補	理事				岩崎理兼
堀田鐘蔵							理事補					堀田鐘蔵
林壽満子							理事					林壽満子
新山富貴子							理事					新山富貴子
石川素童												石川素童
曾我祐準												曾我祐準
原田一道												原田一道
佐藤進												佐藤進
三宅秀												三宅秀
今井兼輔												今井兼輔
村木義方												村木義方
櫻井光華												櫻井光華
柳谷千代子												柳谷千代子
阿部大環												阿部大環
深谷道契												深谷道契
関部子												関部子
今井未子												今井未子
玉井宗泰												玉井宗泰
久我泰嶽												久我泰嶽
伊東芳徳												伊東芳徳
廣澤榮岳												廣澤榮岳
松平須磨子												松平須磨子
新山雅楽子												新山雅楽子
佐々木貞子												佐々木貞子
谷久満子												谷久満子
何婦美子												何婦美子

月に亡くなるまで一貫して会長を務めた。新居は、日蓮宗の僧侶であり、宗門内外で活躍した人物であった。1872（明治5）年には、東京に宗教院（のちに日蓮宗大学林、日蓮宗大学となり、現在の立正大学）を開設している。1873（明治6）年には、千葉監獄の創設に際して教誨認許を得て教誨活動の先駆者ともなった。1874（明治7）年には、日蓮宗一致派初代管長となった。廃仏毀釈運動に対しては、1875（明治8）年に福田行誠ら他宗門の僧侶とともに『諸寺院連名建白書』を太政官に提出して、仏教国益論を展開している¹⁶⁾。こうした活躍のなか、1879（明治12）年に福田会育児院の初代会長となっている。

第一期の会計監督委員には、渋沢栄一、大倉喜八郎ら財界、実業界の著名人が就任しているが、なかでも注目しておきたいのは福地源一郎である。福地は、幕末に長崎や江戸で蘭学や英学を学び、幕末から明治維新にかけて新政府を批判する『江湖新聞』を発行して逮捕されるが、木戸孝允のとりなしもあり放免された。1870

（明治3）年7月に『東京日日新聞』（現在の『毎日新聞』）に入社し、のち、主筆、社長として啓蒙的な論説記事を執筆して世論に多大な影響を与え、同紙を「大新聞」に育てた。晩年の1904（明治37）年には衆議院議員も務めている¹⁷⁾。福地が、福田会育児院の会計監督委員に就任したのは、『東京日日新聞』の社長として活躍していた時期である。恵愛部設置（1889年）の主唱者は福地であったとされる¹⁸⁾。

新居のあとを継ぎ会長に就任したのは、1889（明治22）年に瀧谷琢宗、次いで1890（明治23）年に高志大了であったが、いずれも「福田会育児院規則」による役職の改廃の関係もあって在任期間は短い。瀧谷は曹洞宗の僧侶で、1885（明治18）年に永平寺貫主、1887（明治20）年には曹洞宗管長となった人物である¹⁹⁾。また、高志は、真言宗の僧侶で、1883（明治16）年に護国寺貫主となり、1894（明治27）年には真言宗長者、大僧正となった人物である²⁰⁾。なお、高志のあとは、会の経営上の責任を担う会長職は置かれなくなった（会長は名誉職とな

福田会育兒院設立初期の規程・組織等の検討

表6 福田会育兒院の役職員の任免更迭一覧（1899年～1908年）

氏名	1899 (明治32)年1月	1900 (明治33)年2月	1901 (明治34)年1月	1903 (明治36)年1月	1904 (明治37)年1月	1905 (明治38)年1月	1905 (明治38)年6月	1905 (明治38)年11月	1906 (明治39)年4月	1906 (明治39)年8月	1907 (明治40)年7月	1907 (明治40)年12月	1908 (明治41)年2月	1908 (明治41)年4月	氏名
今川貞山	名譽顧問														今川貞山
洪澤栄一	名譽顧問														洪澤栄一
村田寂順	名譽顧問														村田寂順
古谷日新	名譽顧問														古谷日新
藤田堯淳	評議員											理事			藤田堯淳
鳥尾小彌太	名譽顧問														鳥尾小彌太
三浦梧棲	名譽顧問														三浦梧棲
權取素彦	名譽顧問														權取素彦
何禮之	理事														何禮之
河瀬秀治	評議員														河瀬秀治
福山黙童	名譽顧問														福山黙童
秋庭圭窓	評議員														秋庭圭窓
天澤文雅	評議員														天澤文雅
毛利安子	惠愛部長														毛利安子
鳥尾素子	惠愛部幹事														鳥尾素子
三浦愛子	惠愛部幹事														三浦愛子
權取美輪子	惠愛部幹事														權取美輪子
佐藤静子	惠愛部幹事														佐藤静子
高島庫子	惠愛部幹事														高島庫子
原禮子	惠愛部幹事														原禮子
田中黄子	惠愛部幹事														田中黄子
野村花子	惠愛部幹事														野村花子
櫻井錦子	惠愛部幹事														櫻井錦子
曾我殿子	惠愛部幹事														曾我殿子
河崎久子	惠愛部幹事														河崎久子
櫻井清壽子	惠愛部幹事														櫻井清壽子
原田茂子	惠愛部幹事														原田茂子
幸田貞子	惠愛部幹事														幸田貞子
南録子	惠愛部幹事														南録子
三宅藤子	惠愛部幹事		惠愛部幹事												三宅藤子
大田千子	惠愛部幹事														大田千子
安田房子	惠愛部幹事														安田房子
小野好子	惠愛部幹事														小野好子
角田榮子	惠愛部幹事														角田榮子
川崎多福子	惠愛部幹事														川崎多福子
棚橋鈎子	惠愛部幹事														棚橋鈎子
弘海堯朝	理事長														弘海堯朝
青鹿秀榮	理事														青鹿秀榮
北越具戒	監事														北越具戒
大竹祐憲	評議員														大竹祐憲
那須看高	理事														那須看高
山下界如	司事														山下界如
勝沼文道	評議員														勝沼文道
廣瀬賢信	評議員														廣瀬賢信
保科保	理事代理														保科保
洪澤可禰子	惠愛部幹事														洪澤可禰子
谷喜壽子	惠愛部幹事														谷喜壽子
福地佐登子	惠愛部幹事														福地佐登子
佐藤梅峰子	惠愛部幹事														佐藤梅峰子
森文子	惠愛部幹事														森文子
林民子	惠愛部幹事														林民子
井関寛子	惠愛部幹事														井関寛子
喜谷茂登子	惠愛部幹事														喜谷茂登子
家壽多貞子	惠愛部幹事														家壽多貞子
伏見文秀女王	總裁														伏見文秀女王
勝木堪宗	評議員														勝木堪宗
香月全成	監事														香月全成
深瀬隆健	評議員														深瀬隆健
桑田衛平	理事														桑田衛平
北條辨旭	評議員														北條辨旭
鷗溪日舜	評議員														鷗溪日舜
池田日眞	司事														池田日眞
中山忠隆	司事											評議員			中山忠隆
藤田文次	司事											評議員			藤田文次
堀田錦蔵	司事														堀田錦蔵
林壽満子	惠愛部幹事														林壽満子
新山富貴子	惠愛部幹事														新山富貴子
石川素苗	名譽顧問														石川素苗
曾我祐準	名譽顧問													評議員	曾我祐準
原田一道	名譽顧問														原田一道
佐藤進	名譽顧問														佐藤進
三宅秀	評議員														三宅秀
今井兼輔	理事														今井兼輔
村木義方	評議員														村木義方
櫻井光華	評議員														櫻井光華
柳谷千代子	惠愛部幹事														柳谷千代子
阿部大環	評議員														阿部大環
深谷道契	司事														深谷道契
關邸子	惠愛部幹事														關邸子
今井末子	惠愛部幹事														今井末子
玉井宗泰	評議員														玉井宗泰
久我泰嶽	司事														久我泰嶽
伊東芳博	司事														伊東芳博
廣澤榮岳	司事														廣澤榮岳
松平須磨子	惠愛部幹事														松平須磨子
新山雅榮子	惠愛部幹事														新山雅榮子
佐々木貞子	惠愛部幹事														佐々木貞子
谷久満子	惠愛部幹事														谷久満子
何婦美子	惠愛部幹事														何婦美子
河崎實文	理事														河崎實文
野澤鷄一	監事														野澤鷄一
高城義海	評議員														高城義海
成島眞興	評議員														成島眞興
山科俊海	評議員														山科俊海
中里日勝	評議員														中里日勝
吉田孝道	評議員													理事	吉田孝道
小野常昌	評議員														小野常昌
香田随芳	評議員														香田随芳

表6 福田会育児院の役職員の任免更迭一覧（1899年～1908年）（つづき）

氏名	1899 (明治32)年1月	1900 (明治33)年2月	1901 (明治34)年1月	1903 (明治36)年1月	1904 (明治37)年 6月	1905 (明治38)年 11月	1905 (明治38)年 6月	1905 (明治38)年 11月	1906 (明治39)年 4月	1906 (明治39)年8月	1907 (明治40)年 7月	1907 (明治40)年 12月	1908 (明治41)年 2月	1908 (明治41)年 4月	氏名
北澤正誠	評議員														北澤正誠
井関美清	評議員	監事													井関美清
白川一來	評議員														白川一來
田邊榮隆	司事										評議員				田邊榮隆
林寛保	司事														林寛保
青木隆芳	司事														青木隆芳
成田善榮	司事														成田善榮
川島善瑞	司事														川島善瑞
前田日榮	司事														前田日榮
中野顯明	司事														中野顯明
竹中智明	司事														竹中智明
黒澤日明	司事												評議員		黒澤日明
森島方福	司事														森島方福
小峰融憲		司事													小峰融憲
高橋咩議		司事													高橋咩議
細川碧		理事代理													細川碧
松平芳子		恵愛部幹事													松平芳子
本山漸			理事												本山漸
牟田豊			理事代理										評議員		牟田豊
湯澤龍岳			司事												湯澤龍岳
佐野尚			司事												佐野尚
岩佐徳子			恵愛部幹事												岩佐徳子
佐伯隆運				評議員											佐伯隆運
小早川四郎				理事											小早川四郎
伊澤紹倫					評議員										伊澤紹倫
有地捨子					恵愛部幹事										有地捨子
岡田静子					恵愛部幹事										岡田静子
池上末子					恵愛部幹事										池上末子
稲田千代子					恵愛部幹事										稲田千代子
山田龍子					恵愛部幹事										山田龍子
松平正直						評議員									松平正直
四條隆平						評議員									四條隆平
安川繁成						評議員	理事								安川繁成
柳谷謙太郎								評議員							柳谷謙太郎
田中伊與子								恵愛部幹事							田中伊與子
福原徳子								恵愛部幹事							福原徳子
松平逸子								恵愛部幹事							松平逸子
進十六								理事							進十六
石井敏四郎													評議員		石井敏四郎
木下武夫								理事							木下武夫
黒田照信															黒田照信
北越戒定													評議員		北越戒定
田村顕孝													評議員	理事	田村顕孝
高山真山													評議員		高山真山
樺太仙													評議員		樺太仙
窪田知庸													評議員		窪田知庸
市川日調													評議員		市川日調
黒田眞洞													評議員		黒田眞洞
千葉賢永													評議員		千葉賢永
榊原了月													評議員		榊原了月
弘津説三														評議員	弘津説三
二條基弘														評議員	二條基弘
堀尾秀然														評議員	堀尾秀然
田中日肝														評議員	田中日肝

る。

1889（明治22）年に恵愛部が設置されて以降、一貫して、その部長の職にあったのが毛利安子であった。毛利安子は、長州藩最後の藩主であった毛利元徳（明治維新後は貴族院議員など務める。公爵）の妻である。福田会育児院での活動以外にも、1887（明治20）年に大日本婦人教育会を組織して女子教育の普及、発展を図ったり、日露戦争（1904-1905年）に際して出征軍人家族慰問婦人会を組織して出征軍人家族の救助、慰問に当たるなど²¹⁾社会事業に尽力した人物である。なお、恵愛部の幹事には、福田会育児院の現職の役職員やその経験者の妻が就任

しているケース（評議員三浦梧棲の妻愛子、評議員何禮之の妻多仁子など）も少なくない。

第三期にあつて、名誉職である総裁に代わつて、1899（明治32）年から1906（明治39）年に亡くなるまで理事長として会の経営にあつたのが弘海堯朝であった。弘海は天台宗の僧侶で、東京の天王寺権大僧正だった人物である²²⁾。

佐野尚は、1888（明治21）年に大日本監獄協会（現在の矯正協会）を設立したほか、警察監獄学校の設立、各地への免囚保護団体の設置、監獄費国庫支弁の実現にも尽力した。なかでも、佐野が最も情熱を持って行動したのは、免囚保護事情、監獄費国庫支弁の必要を一般社会に訴

えるための全国各地への幻燈行脚であったという。1899（明治32）年に大日本監獄協会を退職し、東京に青山写真館を創業した²³⁾。その傍らで、福田会育児院の活動に支援を行うようになり、1901（明治34）年1月以降は、司事として福田会育児院に直接的に関わるようになっていく。同年夏以降、毎年、福田会育児院では、院児を温泉地等に引率して避暑遊浴するようになった²⁴⁾が、佐野はその引率も行った。また、院児の何人かを自身の経営する青山写真館に雇い入れ、写真術を修得させもしている²⁵⁾。

3. 恵愛部の設立と活動

(1) 恵愛部の創設

1889（明治22）年10月9日の会友総会において「福田会育児院規則」改定が承認され、婦人による恵愛部という組織が福田会育児院に創設された。前節で述べたように、恵愛部設置の主唱者は福地源一郎とされており、加えて恵愛部創設の経緯について『福田会沿革畧史』は、新居日薩が院の事業拡大のために名望家の夫人たちの入会を何禮之夫人多仁子に相談したが、新居日薩の生存中には、婦人の入会などは実現しなかったと記している²⁶⁾。1879（明治12）年の創設から10年間の福田会育児院の活動実践を経て、会への婦人の参加が求められるようになった理由を「恵愛部設立趣意書」では、「明治十二年に福田会育児院を創立して貧兒孤兒を養育するもの今に至るまで凡そ二百余人、浄財の積みで現在に存する二万円余あり実に近世の美事と謂ふべし妾等随喜の余り茲に婦人恵愛部を設けて朝野の閭閻を協同し更に慈恵金を募りて此の育児院を拡張し児育の事務を管理し兼ねて婦人の徳育を振ひ起さん為めに月並数回の法筵を開き諸宗の碩徳を請じて甘露の法味に霑はんとなす あはれ慈恵の情深くして道德の志

厚き善女人たちよ浄財を喜捨して自他平等の法益を賛成しこよなき善根を悲田の中に植えて世間無上の福德を発生せしめよ²⁷⁾と説明しており、当初は、事業拡大や寄付金募集のために必要な組織として婦人による慈善団体を考えていたことがわかる。したがって、設立趣意書に記された組織も、会費や寄付の形態によって名誉会友・永続会友・通常会友・随喜会友に分けられているものの²⁸⁾、会への金銭的物質的援助の度合いに依る区分でしかなく、具体的に院児の養育に関わる活動のための組織ではなかった。この時点で、設立趣意書（後掲の「資料2. 福田会恵愛部設立趣意」参照）に記された婦人の活動は、「会友ハ院児ノ養育ヲ管理シ連月講義講演ヲ聴聞シテ身口意ノ徳育ヲ進メ且総会ニ出席シテ意見ヲ提出スルコトヲ得」とされており、毎月、会が主催する講演会などに参加して、広く見聞を広めることによって、婦人自身の徳育を進めて行くことを、院児の養育管理と共に会友の活動として想定していた。

しかし、婦人が会の活動に参加することを反対する関係者もいたようで、1889（明治22）年11月2日『東京朝日新聞』1476号には、次のような記事が掲載されている。

福田会育児の模様

同育児院は仏教各宗の有志者が創設せしものにて明治十二年開院以来諸方により浄財を募り貧困無告の兒女の養育を専一とせしが互角振興の有様なく院児の養育上に就いても彼是と評判するものありしかば数年来此事に心を懸けて何かと尽力せし何禮之氏夫人が發起となり三浦、楫取、原等の諸夫人と謀りて先頃中より婦人部といふを設け更に有志の義捐を募ることとなりしに付き会長高志大了僧正も大いに歎び同規則の改正に着手せしが中には貴婦人の入会を歎ばざるものあり一時は故

障紛々と持ち上がりて頗る困難の場合となりし由なれば程なく此事も纏り毛利、徳川、辻、高島、佐藤、田中等の諸夫人も発起人に加はり続いて三條、鍋島、山田、曾我、山尾等其他の貴婦人追々と加盟あり此頃各宗僧侶の臨時総会議を開き改正規則を議決し新たに恵愛部といふを設けて大いに婦人の会友を募る事とし各役員を選挙して事務を扱うこととなり

この『東京朝日新聞』の記述からは、福田会育児院創立から関わっていた何夫人が発案者となって、女性がさらに育児院の活動を資金面で支援していこうとしたものの、女性が組織に参加することへの仏教各派から形成される既存役員組織からの反対が強かった様子が窺い知れる。福地源一郎が、諸夫人に組織化を提案したのであろうが、当時の仏教界の常識とは相容れない部分もあったのかもしれない。したがって、慈善活動に熱心な毛利夫人などの発起人を増やし、漸く恵愛部としての活動を始められたことがわかる。

『明教新誌』は1889(明治22年)12月18日の2646号紙上に掲載された「福田会恵愛部開筵式に就いて吾人の信じる所を述べ併せて其の祝詞に代ふ」と題する社説では、「福田会育児院の規模拡張に就て、貴婦人の勢力、甚だ強きものありとの一事なり、仏教の為め、且つ男子の為め、吾人は切に歓喜の情を表す、且つ吾人は切に之れを信ず、婦人の勢力、殊に仏教上婦人の勢力は、彼の世間及び出世間の、五障三従誤解論者が、我儘勝手の注釈を為す如く、鉄槌河流のものにあらず(中略)吾人が恵愛なる婦人諸子よ、諸子は努力して此の機運に背くことなかれ」と女は罪深いものだとして批判する仏教者を批判し、婦人の活動が活発化していくことを高く評価している。

恵愛部設立には、男爵夫人楯取美輪子／子爵

夫人三浦愛子／子爵夫人鳥尾泰子／侯爵夫人徳川良子／公爵夫人毛利安子／田中寅子／原禮子／高島倉子／佐藤静子／辻里子／何多仁子らが発起人として名を連ねている²⁹⁾。1889(明治22)年12月に恵愛部部长に毛利安子を選出され、徳川良子・鳥尾泰子・三浦愛子・楯取美輪子・何多仁子・辻里子・佐藤静子・高島庫子・原禮子・田中寅子・野村花子・桜井錦子・曾我晟子・河鯨久子・桜井満壽子・原田茂子・幸田貞子・南録子・三宅藤子・太田千子・安田房子・小野好子・角田榮子・大蔵徳子・川崎多禰子・棚橋絢子ら26名³⁰⁾が幹事に就任した。このように、恵愛部に期待された役割は、慈善資金の募集と徳育をすすめるための法話会や講演会の開催によって、会友となる女性を増やしていくことであったといえよう。

恵愛部組織化後の最初の事業として1889(明治22)年法話会が開催され、その後も継続されたことを『福田会沿革畧史』では喜ばしいことと評している³¹⁾。

(2) 恵愛部の活動

恵愛部の活動は、1889(明治22)年10月9日設立当初期待された範囲に留まらず活発化していく。1890(明治23)年4月20日付けの『東京朝日新聞』1612号では福田会恵愛部の会友数が400名を越え、基本金が二万円となったことを報告している。

『福田会育児院概要』によれば、「毎月十三日に集会して高僧知名の士を屈請し信仰修養会を開き婦徳を陶冶するに怠らぬのです。此日には、毛利部長は大抵出席されるのであります。恵愛部の創立記念式と申しますのは、十二月八日でありまして、従来は浅草伝法院で開催いたしました。一般の会友へも案内するのでありますから中々賑やかに挙行されます。又恵愛部の事業としては毎年一回慈善会開くのであります。有

楽座及び其他の大劇場で二日間開きまして其純益は全部本会の資金に寄付されるのであります」³²⁾とある。

また、『福田会沿革畧史』によれば、1905(明治38)年には、恵愛部幹事会の決定として、出征軍人の幼児を収養する為に、会友の勧募を募り、集まった寄付金で施設の増員可能にしたうえで、院児30名を直ちに収養したとされている³³⁾。

恵愛部部長の毛利安子は、福田会育児院の活動と共に、大日本婦人教育会や爱国婦人会や出征軍人家族慰問婦人会の活動にも積極的に関わっていた³⁴⁾ため、これらの活動には出征軍人家庭への支援や職業教育などの共通の問題意識への取り組みがみられる。

『福田会育児院概要』には、「就中部長毛利安子婦人の創立以来の慈恵はまことに筆紙に盡し難いのである。『福田会の子供』は恰も自身の生みの児の如き愛憐を以て待遇せらるるのであります。(中略) 児童に於きましても『部長様』といえは慈悲の女神の如く、愛の権化の如くに思ふて感謝の涙を小さい眼に充滿するのです。」³⁵⁾と毛利夫人の児童に接する姿勢を尊敬に値する姿勢として評価する記述も見られ、さらに福田会の活動に恵愛部の諸夫人が与えた影響を「宗教的精神と社会的慈善から結合されて、其処に強健なる団体が形づくられたのである。古い以前から恵愛部といふ社会の上流婦人組織された擁護団体は今や一般社会に於ける有力なる婦人団体となりました。本会が此の恵愛部婦人から享た賛助は実に非常なものであります」³⁶⁾と素直に喜んでいる。それだけに、福田会育児院恵愛部の活動において毛利安子夫人が他の婦人たちに与えた慈善活動に対する真摯な姿勢の影響は大きかったといえよう。

(3) 明治年間の恵愛部活動の意義

恵愛部が創設されたことは、仏教界においては、男女平等理念の実行としての意義も大きかったが、加えて、上流婦人の慈善活動のモデルを示した意義も大きかったといえよう。

『明教新誌』は1889(明治22)年12月24日の2649号紙上に掲載された「福田会恵愛部開筵式に就いて吾人の信じる所を述べ併せて其の祝詞に代ふ」と題する社説に、「通常婦人は、他の貴婦人の之れを為すの資力と、閑暇あるとに依りて、応分の同心協力し、又た貴婦人は自己の団体は社会の上流に位して、顯勢あるにも拘らず、其の区域の他の通常婦人の区域に比して頗る狭少なるものことを認得し、以て同携同行するに至らば、其の恵愛の区域を拡充して、世を利し物を濟ふの方法、愈よ隆盛なるに至らん、而して彼の貴婦人と通常婦人とか、一致結合するの念慮に於て、生経衣服膺して違はらざるに幾きものは、孟軻が謂ゆる『人を治め、人に治められる』の意に依りて可ならんか。吾人が福田会恵愛部の隆盛を思ふが為め、同部の婦人諸氏、及び其の他の婦人諸氏に望むところ斯くの如し」と述べ、自由な時間を多く持つ上流婦人と家庭の労働などに忙しい普通婦人が共に慈善活動を協力して展開していくことは、仏教の理念にも合致し、今後の望ましい慈善活動に対する姿勢を多くの婦人たちの共通理解として形成していくこともできるとの考えを示している。

恵愛部が組織されたことによって、福田会にとっては、毛利安子夫人などの人脈に依り多大な寄付金を集める事ができたことがひとつの大きな成果であったといえよう。また、社会的には、婦人の活動としての慈善事業の望ましい姿を、毛利安子夫人などの子どもに対する慈悲的な姿勢を新聞等にも紹介することによって、婦人の活動としての慈善事業を男女平等の視点からも推進しようとしたといえよう。

おわりに

本稿は、福田会創立初期の規程や役職員の任免更迭、恵愛部の設立と活動などの整理に終わってしまい、当時の他の育児施設や慈善事業施設などとの比較検討にまでは至っておらず、また、福田会育児院自体の規程についても不明な点が残ってしまった。今後は、規程集の作成などにより、規程や役職員の特徴、支援者としての恵愛部の活動などについて『福田会育児院月報』や新聞などをさらに活用した上で、養育院、岡山孤児院など他施設との比較なども行い、福田会育児院の組織の在り方、それによる入所児童に対する処遇の在り方について検討していくこととしたい。

【付記】

本稿は、2009年度社会科学研究所グループ研究助成「福田会育児院史に関する基礎研究—二次史資料類の収集と検討を中心に—」（代表：野口武悟）の研究成果である。

なお、原稿執筆の分担は、「はじめに」「おわりに」「資料 1. 福田会育児院事務所仮設之義伺」「資料 2. 福田会恵愛部創立趣意」（宇都榮子）、「1. 規程の改定状況」（菅田理一）、「2. 役職員の構成と任免更迭」（野口武悟）、「3. 恵愛部の設立と活動」（土井直子）である。

資料 1. 福田会育児院事務所仮設之義伺

明治十二年一月十八日出

知事 書記官 事務課㊟

福田会育児院事務所仮設之義伺

伝通院住職福田行誠外六名

右ハ智泉院住職並檀家承諾之儀ニ付仮事務所取設候トモ差支有之間敷仍而左案之御指令相成可然哉相伺候也

案

書面伺之趣差支無之候事

以上

福田会育児院事務所仮設之義ニ付伺

今般全国各宗有志協議之上別紙写之通規約ヲ設ケ府下日本橋区茅場町二十九番地智泉院へ仮事務所ヲ設置仕度於 御府庁御差問無御座候ハ、更ニ内務省へ出願仕度候間連署ヲ此段相伺候也

府下小石川区表町

浄土宗伝通院住職

各宗有志総代

借受人

中教正 福田行誠 印

明治十二年一月

新潟県越後国蒲原郡国上村

真言宗国上寺住職

権中教正 大崎行智 印

静岡県駿河国阿倍郡大岩村

臨濟宗臨濟寺住職

少教正 今川貞山 印

千葉県上総国長柄郡茂原駅

日蓮宗藻原寺住職

権少教正 神保日淳 印

群馬県上野国新田郡世良田村

天台宗長楽寺住職

大講義 石泉信如 印

日本橋区茅場町二十九番地

同宗智泉院住職

権少講義 矢吹信亮 印

同区茅場町三十一番地 平民

同寺 講中総代
三島善兵衛 印

東京府知事 楠本正隆 殿

前書智泉院住職矢吹信亮并ニ三島善兵衛肩書之
通在籍之者ニ相違無之候也

日本橋区長館奥敬代理
書記 吉川伊哲 印

(題簽)
福田会育兒院方法

福田会育兒院設置広告文

菩薩瓔珞本業經ニ三聚淨戒ヲ説ク、一ヲ攝律儀
戒ト曰フ、二ヲ攝善法戒ト曰、三ヲ攝衆生戒ト
曰フ、此ノ中攝律攝善ノ二戒ハ諸惡莫作衆善奉
行ノ法門ナルヲ以テ各宗自行ノ方軌アリテ以テ
間然スヘカラス、其ノ攝衆生戒ニ至リテハ実ニ
四弘ノ嚆矢六度ノ先陣ナリ、但境廣ク縁多端ナ
レハ初学ノ菩薩較ク其ノ律ニ惑フコトアリ、吾
党忉リニ教職ノ名ヲ辱ス、蓋シ攝衆生戒ノ責ヲ
負ノ任ナリ、苟モ教導ノ懇切ヲ表スルナクンハ
果シテ戸住素餐ノ毀ヲ招カサルコトヲ得ス、頃
我党數十ノ同盟相会シテ摂化衆生ノ方便ヲ談シ
遂ニ育兒院ノ法ヲ立テ天下ノ貧兒ヲ撫育センコ
トヲ決議ス、凡ソ士民ノ際貴アリ賤アリ貧アリ
富アリ、而シテ富貴ハ寡ニシテ貧賤ハ多シ、其
ノ至賤至貧ノ者ニ至テハ□々己レカ子ヲ育スル
能ハザル者アルニ及フ、遂ニ棄兒ノ迹敗種ノ弊
ヲ見ルーニシテ足ラズトス、夫レ禽獸ダモ猶ヲ
子ヲ育スルコトヲ知ル、況ヤ人ニシテ此ニシカ
ザルモノハ何ソヤ、果シテ貧困切迫止ムヲ得サ
ルニ由ル、誰カ有心ニシテ之ニ對シテ袂ヲヌラ
サザランヤ、豈憐然ノ至リニ非スヤ、既ニ知ル
人種ノ因其ノ源十善ノ余報ニ出テ以テ万物ノ靈

ト称セラル、寧口貧賤ノ為ニシテ輕拳蔑視スル
者ナランヤ、恭シク惟ルニ維新ノ太政万機全ク
備ル中ニ就テ人民ノ保護ニ於ル特ニ尽シテ罄サ
ザルコトナシ、吾ヨリ斯ヲ瞻レハ蓋シ太政ノ全
備ハ平等一子地ノ大菩薩ニシテ摂衆生ノ迹ヲ示
スモノト云ハザルヲ得ス、此ノ恩廣大欽テ酬報
セスンハアルヘカラズ、心地觀經ニ四恩ヲ説ク
中ニ国王ノ恩報セサルヘカラズト示ス此カ為ナリ、
又説ク一切衆生恩アリ或ハ父母トナリ或ハ兄弟
姉妹トナル此ヲ衆生恩ト名クト、今育兒ノ法ヲ
創ム、以テ衆生恩ヲ万一ニ酬ハント欲スルナリ、
嘗テ聞西洋開明ノ地早ク育兒院ノ設立アリト、
是ヲ以テ近コロ洋教ノ人吾カ郷党ノ育兒ニ着手
スルヲ見ル、他方ノ人猶好心アリテ吾カ窮厄ヲ
救フ、吾党内国ノ人ニシテ茫乎トシテ視テ見ザ
ルガ如ク聽テ聞カサルガ如クスルコトヲ得ンヤ、
疇昔大舜ハ畎畝ノ中ニ生レ孔子ハ魯ノ陋巷ニ出
ツ、然テハ百千育兒ノ中ニ於テイカナル麟兒鳳
雛ヲ育出シ或ハ国家ノ忠良トナリ或ハ大教ノ棟
梁トナランモ又知ルヘカラス、豈ニ慶快ナラズ
ヤ、此ノ事瓔珞經及ヒ涅槃經嬰兒行品ニ就テ決
議スル所ナリ、敢テ世間名利品中ヨリ出ル私案
ニ非ス、謹テ全国ノ貴介ノ道俗ニ白ス、此ノ方
法必ス是ニシテ非ニアラスト知ルモノハ願ハ吾
党ノ志ス所ヲ資ケテ以テ此カ扶護タランコトヲ
仰クモノナリ、育兒ノ方法條款此ヲ左ニ記ス

福田会
育兒院 印

明治十二年一月

福田会育兒院設置條目

此育兒院ハ幼稚ニシテ父母ヲ失ヒ或ハ貧窮ニ困
セラレ養育シ能ハザル者ヲ此院ニ入テ教育シ其
ノ厚德深智ヲ發達セシメンコトヲ冀望ス故ニ実
施ヲ確定シ要領ヲ陳列セリ

第一條

本院ニ於テ養育スル教童ハ出産年ヨリ六年未滿

ノ者ニ限り入会スルヲ許スベシ、十三年ニ満ルトキハ児童ノ冀望スル専門學ト生質ノ成立トヲ試験鑑定シ集議ノ上此カ方向ヲ定ムベシ、若シ他人ヨリ貰ヒ受ケ一家ノ相続人ト致度者アレハ是亦衆議ノ上其ノ望ニ任セ附与スベシ

第二條

本院へ入会ヲ願フ児童ハ親類組合等ノ書面ヲ出サセ其地方区役所へモ照会致サセ入会セシムルコト

但シ願書書式ハ別ニ出ス

第三條

入会ヲ願フ児童戸籍上ノ件ハ渾テ政府ノ法則ニ拠ルヘキコト

但シ發起永續会友ノ中一名ヲ人選シ本院ノ側ニ本籍ヲ設ケ入会ノ者ハ其ノ戸主へ附籍セシムルヲ例トス

第四條

入会ヲ願フ児童ハ当番幹事ヨリ永續会友ノ会席へ披露シ衆議ノ上許可スベキ事

但シ至急止ヲ得ザルコトアラハ当番幹事ノ心得ニテ預リ置キ衆議ノ上裁決スベシ

第五條

本会へ養育スル児童ハ総テ教童ト称呼スベキ事

第六條

育兒ノ科ヲ分テニトス

第一科ハ幼稚ニシテ未タ乳ヲ離レザルモノハ里子トナシ預リ人ノ生質ヲ^(ママ)監督シ世話料衣料ヲ与フ左ノ如シ

一年ヨリ二年迄ハ 一ヶ月金二円五十錢、内二十錢ヲ衣料トス

二年ヨリ四年迄ハ 一ヶ月金二円七十五錢、内三十錢を衣料トス

四年ヨリ六年迄ハ 一ヶ月金三円内五十錢ヲ衣料トス

第二科ハ六年以上独歩独餐シ乳母ノ手ヲ離レタル者ハ直ニ本院ニ入テ教会學則ニ就カシム事

但毎月食料衣料 金二円宛

学科表ハ別編ニ出ス

第七條

乳母ノ科ヲ分テニトナス

第一科ハ有志ノ乳母ニシテ六年間世話料衣料等ヲ受ケズ自費ニスル者ハ其ニ褒賞ヲ与ヘ其ノ有志タルヲ新聞誌（日報、読売、明教等）へ掲載スベシ

第二科ハ世話料衣料ヲ受テ乳母タランコトヲ欲スル者ハ其地方確實ナル親類組合兩人ノ保証人ヲ立シメ養育方契約ヲナスベシ

但シ保証証書式別篇ニ出ス

第八條

本会ハ資本金ノ利子ヲ以テ算当シ入会ヲ許スヘキ人員ヲ時々新聞ニテ報告スベシ（新聞誌出シ方前條ニ同シ）乳兒ノ員数モ同様欠満新誌ニテ時々報告ス

第九條

乳母教童監督者ヲ設ケ時々巡回実行ヲ点検シ若シ不都合アル時ハ衆議ノ上保証人へ談シ処置スヘキ事

第十條

教童疾病アルトキハ乳母家ヨリ最寄ノ医院へ依頼シ療養ヲ受ヘシ

但シ府下ハ本院事務所各地方ハ其地永續会友ニ届ケ出ベシ

第十一條

教童モシ不幸ニシテ病死スル時ハ府下ハ本院事務所各地方ハ其永續会友教導職ニ依頼シ葬儀ヲ取り行フベシ

第十二條

葬式年忌追福等ハ其ノ執リ扱フ教職ノ宗旨ニ依ルヘキ事

但シ以上諸入費ハ渾テ本院出納課ニテ附与ス

第十三條

府下ニ於テ一事務所ヲ設ケルコト

第十四條

教童乳母トモ其ノ地方福田会説教所日並ニハ教童ヲ提携抱負シテ參詣シ印鑑ヲ受ヘキコト

但シ乳母ヘ參詣帳ヲ授クヘキ事

第十五條

本院ノ外各府県ニ育児院ノ分社ヲ設立ス妨ケナシト雖トモ渾テ本院ノ許可ヲ請ヒ本院ノ規則ニ依ラズシテ私則ヲ立ルヲ許サズ

但シ設置手續願書別編ニ出ス

第十六條

本院ハ当分ノ内府内閑静高燥ノ寺院ヲ借リテ教育スト雖トモ追テ閑雅幽遠茂林清流アル地ヲ求テ堂舎ヲ建築スルヲ要トス

第十七條

教師其ノ余ノ委員温厚篤実ノ者ヲ選出シ専ラ道德学ヲ教ヘシムルヲ干要トス

但シナルヘキ丈老練ノ者ヲヨシトス

第十八條

教師及ヒ諸委員トモ俗服ヲ着シ蓄髮ヲ禁ス

但シ俗人傭入ノ者ハ此ノ限ニアラズ

福田会育児院慈恵金授受方法

金穀衣服等授受ノ際紛雜ヲ生シ或ハ為ニ会友慈恵ノ情ヲ埋没センコトヲ恐レ此方法ヲ設ク、請フ慈恵ヲ贈ル、諸会友必ス此ノ方法ニ照拠セラレンコトヲ

第一

凡ソ会友ノ此ノ会ニ慈恵ノ金穀衣服等ヲ施入セラル、各位ハ其ノ額ノ多少ヲ論セス其ノ便宜ナル処ノ永続会友ノ内エ向ケ貨幣或ハ為替証書等ヲ以テ送致セラルベシ

但シ永続会友ノ居所姓名ヲ卷末ニ記ス

第二

慈恵金ハ一時ニ之ヲ送ルニ限ラス或ハ毎月或ハ毎年或ハ終身或ハ永世其ノ他幾度ニ之ヲ送付スルト約スルモ各会友ノ便宜ニ任ス新聞誌板札等ニ掲載スル區別左ニ

金何、円 一時皆納 国郡町村何ノ誰

金何、円 金何、円内
毎月 納 、 、 、 、

金 、 、 、 金何、円内
毎月 納 、 、 、 、

金 、 、 、 金何、円内
毎月 納 、 、 、 、

金 、 、 、 金何、円内
毎月 納 、 、 、 、

第三

永続会友タル者ハ凡ソ四方ノ会友ヨリ慈恵金及ヒ金穀衣服等ヲ送り来ルアラハ直ニ証書式第一号ノ仮請取証ト第二号ノ添書トニ割印シ仮請取証ハ直ニ其慈恵主ヘ渡シ置キ其ノ金穀衣服等ヘ添書ヲ付シテ速ニ会計担当ノ委員ヘ送致スベシ

第四

会計委員ハ右ノ金穀衣服等ヲ請取其添書ニ領収ノ印ヲ捺シ且ツ証書式第三号第四号ノ本請取証トニ割印シ添書ハ取次ノ会友ニ却付シ第四号本請取証ハ直ニ慈恵主ヘ渡シ第三号ハ福田会ヘ保存スベシ

第五

会計委員ハ慈恵ノ金穀衣服等ヲ請取ル毎ニ直ニ之ヲ簿冊ニ登記シ且ツ新聞紙ヲ以テ之ヲ廣告シ毎月会議席ニ於テ諸会友ニ公示スベシ

第六

若シ取次会友ノ仮請取証及ヒ会計委員ノ本請取証ヲ送付セス又新聞紙ヲ以テ廣告スルコト及ヒ木札掲示等遅緩ニ及ヒキラハ四方随喜ノ会友幸ニ永続会友ノ内ヘ督促セラレンコトヲ

証 書 式
第四号 第三号

慈恵金本請取之証				慈恵金本請取証			
福田会 会計委員 印	福田会 慈恵金 領取印	番号	年号	割印	慈恵主姓名	番号	年号
		番号	年号		誰殿	番号	年号
		番号	年号		取次人姓名	番号	年号
福田会 会計委員 印		福田会 慈恵金 領取印		割印		委員 実印	

証 書 式
第二号 第一号

慈恵金取次送付添書				慈恵金仮請取証			
福田会 慈恵金 領取印	年 月	福田会 慈恵金 領取印	年 月	割印	慈恵主姓名	番号	年号
					何誰殿	番号	年号
					取次人姓名	番号	年号
福田会 会計委員 印		委員 実印		割印		取次 実印	

福田会規則

第一章（立会ノ原由及ヒ規則権力）

此ノ会者廣告文ニ挙タル三聚浄戒ノ中撰衆生戒慈悲福田ノ旨ヲ基礎トシ成立スル者ニシテ尋常利要ノ会社等ト其性質ヲ異スレハ其ノ規則モ亦随テ異ナラザルヲ得ス、故ニ道壘ヲ基トナシ会友ノ衆議之人選ニ出テ其ノ選ニ当ル有志ノ担任ニ真決スルヲ規則トス

但シ此ノ担任ハ道德上ヨリ出ルモノナレハ品行実践ノ人ヲ選出スルヲ至要トス

第二章（会友ノ区別）

此ノ会友ハ永続会友随喜会友トニニ区分ス、其ノ永続会友ト称スル者ハ専ラ本院ノコトヲ総裁スルモノヲ云、二ニハ随喜会友トハ単ニ福田慈恵ノ情ヲ以テ其若干金ヲ慈施シ此会ヲ補助シテ其ノ目的ヲ達セシムルノ諸友ニシテ永続会友ノ如キ本分ノ務ヲ担ハザル人ヲ云、故ニ永続会友ハ其ノ志ト品行トニヨリテ黙涉シ且其ノ時々決議ニ由テ定員ヲ限ルト雖トモ、随喜会友ハ固ヨ

リ制限ナク且ツ中外人ヲ論ゼス、苟モ若干金ヲ慈恵アル者ハ渾テ之ヲ登録シ通シテ福田会友ト称ス

第三章（永続会友ノ職務）

此会ハ専ラ各宗ノ教職担任スルモノナレハ職級ノ順次ニ席ヲ定ム可シ、若シ同級ノ者ハ宗旨ハ古キヲ上トス、総テ其ノ会友ノ所長ト棟扨トニ從ヒ一部ノ委員トナリ或ハ教訓上ノ事ヲ掌リ或ハ會計上ノ務ヲ管スル等ニ分任ス

但シ委員在任ノ期限ハ他日會議ヲ以テ決定スベシト雖トモ、己々其ノ員ニ選ハル、者ハ格別ノ事故アルニ非レハ必ス辞退スベカラス、一部ノ事ニヨリテ其任ナキトキハ投票ヲ以テ随喜会友ノ内ヨリ雇ヒ入ルモ妨ケナシトス

第四章（会友ノ職務ハ俸給ヲ要セス）

会幹及ヒ委員タル者事務繁忙ニ及フトモ俸給或ハ謝勞金等ヲ此ノ会ニ向テ要求ス可カラス、然レトモ育児院ノ教師及其會計書記以下日勤ノモノハ会友ト雖トモ相当ノ月俸ヲ給スベシ

第五章（新聞紙ヲ以テ広告スヘキ件）

永続会友ノ役課転勤及ヒ随喜会友ノ入会アレハ、其ノ姓名住所及ヒ施金ノ高会友名簿ニ登録シ、及ヒ育児ノ入院其ノ姓名所年月等毎週コレヲ新聞誌ニ依テ広告スベシ、施金ノ現額増殖ノ方法増殖ノ額及ヒ其ノ遣払ハ之ヲ会計簿ニ登記シ、一年兩度ニ明細表ヲ作り、教場施設ノ景況等毎年半年ニ考課状ヲ作り新聞紙ヲ以テ広告スベシ、会議決定ノ事件ハ之ヲ決議簿ニ登記シテ其ノ重件ハ新聞誌ヲ以テ広告スベシ

育児ノ満員欠員等ハ資本ノ息子ニ当テ諸費ヲ算引シ、残金高ニ応シテ満欠ヲ新聞紙ニテ広告スヘシ

第六章（金額出納ノ例規）

総テ恵施金ハ基本金ナレハ其所（銀行）ニ預ケ若干ノ利子ヲ生シ勉メテ之ヲ増殖セシム、然レトモ此ノ金ヲ以テ営業或ハ貸付等ヲ為スヲ禁シ、又此ノ会ノ諸経費ハ其金額ヲ限度トナシ、決シテ会名ヲ以テ他借融通ヲナスベカラズ
此ノ金員ノ遣ヒ払ハ会計委員ニテ翌月ノ費額ヲ預算シ、之ヲ前月ノ会議ニ付シ以テ決議ノ允許

ヲ受クベシ

第七章（會議ノ順序）

會議ハ定例及ヒ臨時ノ二ツニ分チ、定例會議ハ毎月二日一回ト定メ、臨時會議ハ何日ヲ選ハス会幹委員協議ノ上十日以前ニ広告スベシ
尋常ノ議ハ席上ニ於ル会幹委員現員三分一以上ノ人員アラバ之ヲ開ク可シ、然レトモ此ノ会ノ興廢ニ関ス可キ金額出納ノ議及ヒ鮮會議ノ如キハ三分ノ二以上ノ出席ナケレハ開場スベカラズ

第八章（慈恵施行ノ節度）

此ノ会ハ慈恵ヲ以テ本旨トナスト雖トモ其ノ慈恵ノ施設ハ會議ヲ以テ決定セル業事ノ外ハ仮ヒ会友ノ困厄ヲ濟フノ挙タリトモ（会友相救コトノ義挙ハ別ニ付ス）会名ヲ以テ臨時慈恵ノ事ニ施スヘカラズ

第九章（規則改正）

此規則ハ實際ニ於テ尚遺欠アルカ又ハ改正ヲ要スル則ハ會議ニ由テ増補或ハ減冊スベシ

右全章ノ條款ハ茲ニ記名セル福田会發起永続会友ノ會議ヲ以テ決定スル所也

發起永続会友

臨濟宗	西京相国寺町相国寺住職	大教正	荻野	独園
時宗	相模国藤沢駅清浄光寺住職	大教正	他阿	尊教
天台宗	近江国比叡山延曆寺住職	権大教正	赤松	光映
同	近江国坂本 西教寺住職	権大教正	率溪	考恭
臨濟宗	西京 花園 妙心寺住職	権大教正	関	無学
真言宗	大和国長谷 長谷寺住職	権大教正	守野	秀善
日蓮宗	甲斐国身延山久遠寺住職	権大教正	新居	日薩
時宗	東京浅草 日輪寺住職	権大教正	卍山	実弁
天台宗	下野国日光山 満願寺住職	中教正	修多羅	亮榮
同	東京浅草 伝法院住職	中教正	唯我	韶舜
浄土宗	東京小石川 伝通院住職	中教正	福田	行誠
真言宗	紀伊国高野山金剛峰寺住職	権中教正	獅岳	快猛
同 宗	同 明王院住職	権中教正	高岡	増隆
同 宗	越後国蒲原郡国上村国上寺住職	権中教正	大崎	行智
天台宗	東京東叡山 寛永寺住職	少教正	松山	徳門
同 宗	西京大仏 妙法院住職	少教正	村田	寂順
臨濟宗	駿河国安倍郡大岩村臨濟寺住職	少教正	今川	貞山
日蓮宗	西京二条榎木町妙満寺住職	少教正	坂本	日桓
時宗	甲斐国甲府 一蓮寺住職	少教正	武田	義徹
真言宗	西京東寺 教王護国寺住職	権少教正	三条	西乘禅

同 宗	下野国都賀郡出流 千手院住職	権少教正	吉堀	慈恭
日蓮宗	本成寺派 東京芝伊皿子町長応寺住職	権少教正	広	日広
日蓮宗	西京妙蹟寺町 妙蹟寺住職	権少教正	福田	日曜
日蓮宗	上総国長柄郡茂原駅 藻原寺住職	権少教正	神保	日淳
時宗	西京 七条 金光寺住職	権少教正	河野	覚阿
天台宗	近江国三井 法明院住職	権少教正	桜井	敬徳
真言宗	相模国大住郡大畑村金剛頂寺住職	権少教正	五古	快全
浄土宗	東京芝公園地 宝松院住職	大講義	松濤	泰成
同 宗	遠江国中内田村 応声院住職	大講義	吉田	蕉巖
臨濟宗	駿河国興津駅 清見寺住職	大講義	浄見	蓉嶺
曹洞宗	駿河国坂本村 林叟院住職	大講義	青島	興庵
真言宗	紀伊国高野山 洞雲院住職	中講義	林	実成
臨濟宗	東京府品川駅 東海寺住職	中講義	秋庭	圭憲
同 宗	遠江国山名郡二宮村 連福寺住職	権中講義	伊沢	紹倫
真言宗	備中国下道郡川辺村 蔵境寺住職	訓導	樹下	覚三
天台宗	東京浅草 伝法院徒弟	試補	室賀	竹堂
臨濟宗	東京本郷区竜岡 麟祥院住職	中講義	天沢	嶧陽

資料：『明治十二年 回議録 合併興廃社格改正改称氏子御墓所葬儀講社教院遥拝所 社寺掛』
(東京公文書館所蔵)

資料 2. 福田会恵愛部創立趣意

福田会恵愛部創立趣意

凡そ憐れてふ事の多かる中に子を生みて育つること能はざるより憐なるは無し、生とし生けるもの何物か吾が子を愛し育てざる況や萬物の長たる人の或は貧に沈みて子を養育すること能はず或は病に没して子を見届くこと能はざるの不幸に遭てはいかなる強情の人といへども豈焼野の雉子、霜夜の鶴に若かざらんや
況や生れたる子は未だ何の心もあらず家の貧なる弁へも無きに忽ち棄られて風路の街に泣きしほれ、親の没せし訳も知らざる既に孤となりて飢寒の境に若みさけぶに至りては心あるもの誰か慈悲の情を起さざらんや
昔し仏尊は印度に於て三種の福田を説き給へり、一には敬田、敬田とは三宝の徳を敬ふを云ふ、二には恩田、恩田とは君父の恩に報ふるを云ふ、三には悲田、悲田とは貧賤の者を救ひ憐むを云ふ、之を福田としも名づけるは、そも此の三種は世に比類なき功德にて無上の福特を發

生するの田地なりと云ふ事とかや
実に貧賤の者中にも貧兒、孤兒ほど世に頼み無寄るべ無きものあらざれば之を憐み救ひて養ひ育つるぞ悲田中の最も急務にして、福田中の最も功德なるべき、往に仏教諸宗の碩徳あり、明治十二年に福田会育兒院を創立して貧兒孤兒を養育するもの今に至るまで凡そ二百余人、浄財の積みて現在に存するもの二万円余あり実に近世の美事と謂ふべし
妾等随喜の余り茲に婦人恵愛部を設けて朝野の閨閣を協同し更に慈恵金を募りて此の育兒院を拡張し育兒の事務を管理し兼て婦人の徳育を振ひ起さん為めに月並數回の法筵を開き諸宗の碩徳を請じて甘露の法味に霑はんとす
あはれ慈悲の情深くして道德の志厚き善女人たちよ浄財を喜捨して自他平等の法益を賛成しこよ無き善根を悲田の中に植ゑて世間無上の福德を發生せしめ給へと謹て白す

福田会恵愛部規則概要

- 一 本会ハ福田会恵愛部ト称シ事務所ヲ東京本郷区龍岡町三十番地ニ置ク

- 一 本部ハ院児養育ノ事務ヲ管理ス
- 一 凡ソ朝野ノ閭閻ニシテ本会ノ目的ヲ賛成実行セント欲スル者ハ総テ会友トナルコトヲ得
- 一 会友ヲ分テ名誉会友。永続会友。通常会友。随喜会友トス
- 一 名誉会友ハ会長ニ於テ本会ニ功勞アリ或ハ淑徳令聞アリト認ムル者ヲ推薦スルモノトス
- 一 永続会友ハ会費トシテ一時ニ金ニ拾円以上ヲ納メ終身本会ノ目的ヲ賛成スルモノトス
- 一 通常会友ハ会費トシテ一ヶ月拾銭以上又ハ一ヶ年一円以上ヲ納メ本会ノ目的ヲ賛成スルモノトス
- 一 随喜会友ハ随意ニ金員若クハ物品ヲ納メテ本会ノ目的ヲ賛成スルモノトス
- 一 会友タラントスルモノハ入会申込書ニ永続会友ハ金ニ拾円以上ヲ通常会友ハ一ヶ月拾銭以上又ハ該期間ノ会費ヲ添ヘテ本会事務所ニ差出シ会友証ヲ受クヘシ
- 一 会友ハ院児ノ養育ヲ管理シ連月講義演談ヲ聴聞シテ身口意ノ徳育ヲ進メ且總會ニ出席シテ意見ヲ提出スルコトヲ得

拜啓陳者今般朝野閭閻ノ賛成ヲ得テ福田会中ニ
 恵愛部ヲ設ケ別紙趣意書ノ目的ヲ達シ申度候就
 テハ何卒御入会被下度即チ規則摘要並入会申込
 書相添此段奉希候

明治 年 月 日

		田中寅子
	男爵夫人 楯取美輪子	原 礼子
	子爵夫人 三浦愛子	高島倉子
發起人	子爵夫人 鳥尾泰子	佐藤静子
	侯爵夫人 徳川良子	辻 里子
	公爵婦人 毛利安子	何 多仁子

殿

入会申込之事

一金

今般貴会ノ旨趣ヲ賛成シ加入致度候ニ付此
 段申入候也

宿 所

明治 年 月 日

福 田 会 幹 事 御 中

資料：「叙勲之儀ニ付上申按 公爵毛利元昭母
 毛利安子」(『東京都庁文庫 東京都公
 文』所収、東京都公文書館所蔵資料)、
 1907年

【付記】資料1. 資料2. の翻刻にあたっては、
 旧漢字を当用漢字になおし、読点を付
 した。「福田会育児院設置條目」中の
 証書式については横書部分は右から左
 に書かれているのを左から右書きに改
 めた。

註

- 1) 池田英俊はその著『明治仏教教会・結社史の
 研究』刀水書房、1994年の中で、「維新期の仏
 教を特色づける教会・結社の動向は、神仏分
 離・廃仏毀釈における仏教各宗派の復興に向け
 て、旧教団の『教会化』すなわち新たな宗団の
 再編成を行うことにあった。具体的には仏教が
 近代社会に対応して、壇信徒の教化法樹立と信
 仰復興への組織的な営みとして捉えることがで
 きる。」(98頁)とし、明治12年から22年にか
 けて結成された教会・結社名を年代別にあげた
 ものの中に「明治一二年 福田会 主唱者 新
 居日薩・幹事 大崎行智・今川貞山・五古快
 全・石原信如福田会育児院を創設」(108頁)
 とあげている。
- 2) 吉田久一『改訂増補版 日本近代仏教社会史
 研究』吉田久一著作集第5巻、川島書店、1991
 年、160頁

- 3) 「第三節 仏教育児施設の勃興 1 福田会育児院」(吉田久一『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文館、1964年、104-113頁所収、後に前掲吉田久一著作集第5巻の改訂増補版では、加筆が見られる、160-174頁所収)
- 4) 『精神薄弱問題史研究紀要』第四号、精神薄弱史問題史研究会、1966年、24-36頁所収
- 5) 『日本仏教社会福祉学会年報』第19号、日本仏教社会福祉学会、1988年、37-57頁所収
- 6) 『社会福祉実践史の総合的分析』昭和63年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書、代表宇都榮子、1989年、117-147頁所収
- 7) 中里日勝編『福田会沿革畧史』福田会、1909年
- 8) 宇都榮子「福田会育児院創立の経緯と開設当初の組織—創立に関わった人びとの検討を中心に—」(『東京社会福祉史研究』第3号、東京社会福祉史研究会、2009年、77-102頁所収)
- 9) メンバーは、長谷川匡俊、宇都榮子、梅原基雄、土井直子、藤森雄介、菅田理一、野口武悟、小池隆生で構成。
- 10) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料 第24巻』渋沢栄一伝記資料刊行会、1959年、236-244頁
- 11) 明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成 第7巻』同朋舎、1983年、3-21頁所収
- 12) 室田保夫ほか編・解説『子どもの人権問題資料集成 戦前編 第1巻』不二出版、2009年、29-52頁所収
- 13) この「福田会育児院設置條目」は前文と18条からなっており、1879年5月に刊行された「福田会育児院規則」の前身ではないかと思われる。「福田会録事」〔『弘教新聞』第147号、第3-4頁。1880(明治13)年4月11日(『渋沢栄一伝記資料 第24巻』233頁)〕によると、1878(明治11)年8月3日に「今川貞三草スル所ノ育児院規則ヲ示シ、会友ノ添削ヲ乞フ」とあるので、この「育児院規則」が1879年1月の「福田会育児院設置條目」となり、さらに「福田会育児院規則」となっていったのではないかと思われる。しかしながら、今川貞三が起草した「育児院規則」が現存していないので、現時点では、推測の域を出ない。
- 14) 斎藤昭俊・成瀬良徳編著『日本仏教人名辞典』新人物往来社、1986年、25頁
- 15) 斎藤昭俊・成瀬良徳編著『日本仏教人名辞典』新人物往来社、1986年、417頁／日本仏教人名辞典編纂委員会編『日本仏教人名辞典』法蔵館、1992年、755-756頁
- 16) 日本仏教社会福祉学会編『仏教社会福祉辞典』法蔵館、2006年、10-11頁
- 17) 白井勝美ほか編『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、2001年、900頁
- 18) 「福田会の育児院(三)『東京朝日新聞』第7125号(1906年6月16日付)、1906年、3頁
- 19) 日本仏教人名辞典編纂委員会編『日本仏教人名辞典』法蔵館、1992年、501頁
- 20) 前掲14、281-282頁
- 21) 「叙勲之儀ニ付上申按 公爵毛利元昭母 毛利安子」(『東京都庁文庫 東京都公文』所収、東京都公文書館所蔵資料)、1907年
- 22) 「弘海僧正の遷化」『福田会月報』第46号、1906年、4-5頁
- 23) 佐々木繁典「佐野尚」法務省保護局更生保護誌編集委員会編『更正保護制度施行五〇周年記念 更生保護史の人びと』日本更正保護協会、1999年、120-126頁
- 24) 中里日勝編『福田会沿革畧史』福田会、1909年、10頁／福田会『昭和七年度福田会事業報告書』1933年、2頁
- 25) 前掲23、126頁
- 26) 中里日勝編『福田会沿革畧史』福田会、1909年、14-15頁
- 27) 前掲26、18-19頁
- 28) 前掲26、19-20頁
- 29) 前掲26、15-16頁
- 30) 前掲26、102-103頁(「表5 福田会育児院の役職員の任免更迭一覧(1889年~1899年)」も参照のこと)
- 31) 前掲26、22頁
- 32) 福田会『福田会育児院概要』、1915年、51-52頁
- 33) 前掲26、12頁
- 34) 前掲21に同じ
- 35) 前掲32、50頁
- 36) 前掲32、49頁